

学校保健安全法施行規則の一部抜粋（令和5年4月28日通達）

1 新型コロナウイルス感染症に係る出席停止の期間

→「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後5日を経過するまで」

→無症状の感染者に対する出席停止の期間の取扱いについては、「検体を採取した日から5日を経過するまで」

※医療機関発行の診断書（様式1）の要提出

※「症状が軽快」とは、従来の社会一般における療養期間の考え方と同様、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指す

※出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、当該児童生徒に対してマスクの着用を推奨すること。児童生徒等の間で感染の有無やマスクの着用の有無によって差別・偏見等がないよう、適切に指導を行うこと

2 濃厚接触者の取扱いについて

令和5年5月8日以降は、濃厚接触者としての特定は行われず、行動制限及びその協力要請は行われず。

- ・同居している家族が新型コロナウイルス感染症に感染した生徒等
- ・学校で新型コロナウイルス感染症の患者と接触があった生徒等のうち、感染対策を行わずに飲食を共にした者

上記であっても、新型コロナウイルス感染症の感染が確認されていない者については、直ちに出席停止の対象とする必要はない

3 感染が不安で休ませたいと相談があった児童生徒等の出欠の取扱いについて

保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった生徒について、合理的な理由があると校長が判断する場合には、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」として、指導要録上「出席停止・忌引等の日数」の欄に記入し、欠席とはしないこと

4 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合等には登校しないことの周知・呼び掛け

発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、自宅で休養することが重要であり、無理をして登校しないよう、生徒等・保護者に対する周知・呼び掛けを行うこと

→本校では「校長が出席しなくてもよいと認めた日」として、指導要録上「出席停止・忌引等の日数」の欄に記入し、欠席とはしないこと

※本校書式の「出席停止証明書（保護者押印）」（様式2）の要提出